

## 政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和元年12月19日（木） 15時00分～15時20分
2. 場 所：第2応接室
3. 事 案 名：一宮少年自然の家への指定管理者制度導入について
4. 出 席 者：市長、辻副市長、建設局長、企画財政部長、行政経営課長、同課補佐  
＜所管部局＞教育次長、生涯学習部長、青少年課長、同課補佐、一宮少年自然の家  
所長、同所長代理  
＜関係部局＞契約課長  
＜事 務 局＞政策企画課補佐、同課係長

### 5. 審議概要：

#### (1) 事案の論点

- ・ 現在市直営で管理運営している一宮少年自然の家について、指定管理者制度を導入する。

#### (2) 説明概要

- 現状の課題
  - ・ 校外学習で利用される時期や夏休み等の長期休暇以外(12月～2月)については利用者が少なく、稼働率を上げるためにも、弾力的な施設の利用の仕方が求められている。(校外学習において1校占有利用の見直し、少人数による施設利用の導入)
  - ・ 社会教育施設であるが旅館業の許可を得て営業していることから、本来はきめ細やかなサービスが必要であるが、施設運営のノウハウを持った職員の継続的な配置が困難であり、サービスの提供が十分にできていない。
- 導入後の効果
  - ・ 専門的な知識を持つ事業者による充実したプログラムの提供、サービスの向上が見込まれる。
- 使用許可について
  - ・ 指定管理者が予約ホームページを作成した場合、利用者からの予約受付から使用許可書の送付まで全て指定管理者が行う。

#### (3) 質疑・意見等

- Wi-Fiは指定管理者が設置するのか。  
(回答) サウンディングの中で提案があった事項なので、指定管理者の提案事項にいたいと考えている。他市の導入事例ではリースが多い。
- 指定管理導入後はメールやFAXで申請ができるのであれば、使用許可書をメールで送ることはできないのか。  
(回答) 可能だと考えている。フローについては再度検討する。

#### (4) 審議結果

提案通り了承する。